

## 子育て支援センターからのお知らせ

年齢ごとに楽しめる日を設けています。子どもと一緒に過ごしに来ませんか。

▶**申込み・問合せ** 南部または北部の参加したい支援センターに電話または直接お申し込みください

▶**共通の持ち物・服装** 名札、水分補給用の水筒、汗ふき用タオル、手ふきタオル。動きやすい服装

※駐車場が少ないため、なるべく徒歩か自転車でお越しください。

## 5月の予定

### ◎0歳児「よちよち」絵本タイムを楽しむために

田中八潮さんといっしょに

南部子育て支援センター	北部子育て支援センター
▶日時 5月30日(水) 10:00~11:00	▶日時 5月16日(水) 10:00~11:00
▶場所 南部コミセン	▶場所 野添コミセン
▶定員 先着20組	▶定員 先着20組

▶**対象** 平成23年4月2日~平成23年10月31日生まれの子どもがいる保護者 ※このお話は母子分離で聞きます。

▶**申込期間** 5月7日(月)~11日(金) 9:00~17:00

### ◎1歳児「ぐんぐん」しんぶんあそび

支援センター職員といっしょに

南部子育て支援センター	北部子育て支援センター
▶日時 5月17日(木) 10:00~11:00	▶日時 5月24日(木) 10:00~11:00
▶場所 南部子育て支援センター	▶場所 北部子育て支援センター
▶定員 先着25組	▶定員 先着30組

▶**対象** 平成22年4月2日~平成23年4月1日生まれの子どもと保護者

▶**持ち物** 朝刊2日分

▶**申込期間** 5月7日(月)~11日(金) 9:00~17:00

## 6月の予定

### ◎0歳児「よちよち」親子で体を使って遊ぼう

三好悦子さんといっしょに

南部子育て支援センター	北部子育て支援センター
▶日時 6月13日(水) 10:00~11:00	▶日時 6月20日(水) 10:00~11:00
▶定員 先着20組	▶定員 先着25組

▶**対象** 平成23年4月2日~平成23年10月31日生まれの子どもと保護者

▶**申込期間** 5月14日(月)~18日(金) 9:00~17:00

### ◎1歳児「ぐんぐん」親子で遊ぼう

すとりべりいじゃむさんといっしょに

南部子育て支援センター	北部子育て支援センター
▶日時 6月7日(木) 10:00~11:00	▶日時 6月14日(木) 10:00~11:00
▶定員 先着25組	▶定員 先着25組

▶**対象** 平成22年4月2日~平成23年4月1日生まれの子どもと保護者

▶**申込期間** 5月14日(月)~18日(金) 9:00~17:00

### ◎2歳児「のびのび」親子で遊ぼう

支援センター職員といっしょに

南部子育て支援センター	北部子育て支援センター
▶日時 6月18日(月) 10:00~11:00	▶日時 6月11日(月) 10:00~11:00
▶定員 先着25組	▶定員 先着30組

▶**対象** 平成21年4月2日~平成22年4月1日生まれの子どもと保護者

▶**申込期間** 5月14日(月)~18日(金) 9:00~17:00



しんぶんあそび

HARIMACHO KOSODATE

播磨町

# 子育て支援センター

▼かわわくS森支援センター

南部子育て支援センター ☎079(437)4188

ニコニコの森支援センター

北部子育て支援センター ☎078(944)0771

福祉グループ ☎079(435)2362

## ◆児童福祉週間◆

5月5日~11日

子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めています。

平成24年度「児童福祉週間」の標語  
最優秀作品

ニコニコは  
「なかよくしよう」のあいずだよ  
(堀山 喜史さん7歳 埼玉県)

●**改正前**  
3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務、所定外労働の免除、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰り上げ繰り下げ、託児施設の設置運営、育児休業に準ずる制度のいずれかを設けなければならない。

●**改正後**  
3歳までの子を養育する労働者について、1日の所定時間労働を6時間(5時間45分から6時間まで)とする短時間勤務制度を設けなければならない。

●**介護休暇制度**  
事業主は、労働者が申し出た場合、要介護状態にある対象家族が1人であれば1年に5日まで、2人以上であれば1年に10日まで、介護、通院などの付き添い、介護サビ

●**改正前**  
3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務、所定外労働の免除、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰り上げ繰り下げ、託児施設の設置運営、育児休業に準ずる制度のいずれかを設けなければならない。

●**改正後**  
3歳までの子を養育する労働者について、1日の所定時間労働を6時間(5時間45分から6時間まで)とする短時間勤務制度を設けなければならない。

●**育児のための所定外労働の免除制度**  
事業主は、3歳未満の子を養育する労働者が申し出た場合、所定労働時間を超過して労働させてはならない。

7月1日から適用となる  
制度の概要

●**改正前**  
3歳までの子を養育する労働者について、1日の所定時間労働を6時間(5時間45分から6時間まで)とする短時間勤務制度を設けなければならない。

●**改正後**  
3歳までの子を養育する労働者について、1日の所定時間労働を6時間(5時間45分から6時間まで)とする短時間勤務制度を設けなければならない。

子育て期間中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現、仕事と介護の両立支援を目的に、育児・介護休業法が改正され、平成22年6月30日から施行されました。本年7月1日より、これまで従業員100人以下の事業主に適用が猶予されていた以下の制度が、適用になります。

として、いずれかの措置を講じなければならない。

a フレックスタイム制  
b 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ  
c 保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与  
d 育児休業制度に準ずる措置

その提供を受けるために必要な手続の代行等対象家族に必要な世話をを行う場合、休暇を取得させなければならない。

改正育児・介護休業法の概要・規定例については、こちらからダウンロードできます。

厚生労働省 HP「育児・介護休業法の改正について」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

## JA兵庫南「ふあ〜みんな食農教育支援金」～食農教育活動応援事業～

農への関心・興味を高め、食の大切さや食を支える農の役割に対する理解を深めるために、地域において食農教育活動に取り組む団体を応援します。

詳しくは、お問い合わせください。

▶**問合せ** 兵庫南農業協同組合 ふれあい広報部

☎079(424)1388

▶**対象** JA兵庫南管内に所在する学校・園、自治会・老人会・婦人会・子ども会・女性会・農業団体など

▶**支援金額** 1事業に対する支援金は、総事業費の2分の1以内とし50,000円を限度とします

▶**対象活動期間** ~平成25年3月31日(日)

▶**支援金申請締切** 6月30日(土)

▼**問合せ** 兵庫労働局雇用均等室 千650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階  
☎078(367)0820 ☎078(367)3854

従業員数が100人以下の事業主の皆さんへ  
7月1日から、改正育児・介護休業法が全面施行されます！